

地域医療室

診療科・部門案内

地域の診療所や病院との連携の窓口

地域医療室は、地域にある病院・診療所の先生方との「医療連携」をはかり、患者様に安心して円滑で適切な医療を受けていただけるよう看護師6名・医療ソーシャルワーカー（MSW）4名・事務員10名の職員で次のような業務を行っています。



●診療予約業務を行っています

普段の健康管理は、地域の「かかりつけ医」で診察していただき、入院治療や専門的な検査が必要になれば、「かかりつけ医」から当院へ紹介があり、専門医の診療予約をお取りしています。

来院の際には、必ず紹介状を持参ください。紹介状には、患者様の病状や検査結果などの大切な情報が記載されており、担当医間の確実な情報共有ができ、適切な医療を受けていただけます。また、保険外併用療養費（2,100円）がかかりません。

●地域の「かかりつけ医」をご紹介します

当院で受診している患者様で、病状が安定し「かかりつけ医」による診療が可能と判断した場合には、1階中央待合ホールにある「かかりつけ医紹介コーナー」でご紹介しています。

●入院患者様が退院されるにあたり、安心して在宅療養でき、自分らしくより良い生活ができるよう支援しています

●看護師・医療ソーシャルワーカーが自宅退院に向けてや転院・施設入所に向けた転院先医療機関との調整をしています。

●看護師が退院後のがん患者様宅を訪問し在宅療養を支援しています。

●医療福祉に関すること

医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

●がん患者様の悩みを「がん相談支援センター」にご相談ください。

がんの患者様やご家族の皆様が、自分らしく、より良い生活をしていくためのサポートを行います。がんに関する疑問、不安や悩みなどご相談ください。

なるほど
納得!
豆知識



地域医療支援病院とは?



地域医療支援病院とは、地域の医療を病院と診療所などが役割分担して連携を図っていくとするもので、都道府県知事によって承認されます。

承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること（a、b、cのいずれかを満たしていること）
 - a. 地域医療支援病院紹介率が80%を上回っていること
 - b. 地域医療支援病院紹介率が60%を上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が30%を上回ること
 - c. 地域医療支援病院紹介率が40%を上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が60%を上回ること
- 原則として200床以上の病床及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 救急医療を提供する能力を有すること

医師・看護師など地域の医療資源が不足するなか、互いに連携を図りながら地域全体で効率的な医療提供体制をめざします。